

## コード決済特約

このコード決済特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）をアクワイアラ又は決済代行会社として、対象コード決済事業者（第1条第1項第5号において定義する。）が提供するコード決済の利用を希望する加盟店とJACCSとの間の決済コードを利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。本特約は、コード決済端末等でコード決済取引が可能になったときより適用されます。なお、加盟店には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）（以下「基本規約」という。）及びその付随規約等の条項並びにコード決済事業者が指定する利用規約及びその付随する規約（以下総称して「基本規約等」という。）がある場合はこれらが適用されますので、ご留意下さい。

### 第1条（定義）

1. 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
  - ① 「コード決済」とは、二次元コード又は一次元バーコードその他の番号、記号、符号を用いて行う代金決済をいいます。
  - ② 「決済コード」とは、コード決済のために会員に対して発行される二次元コード、バーコードその他の番号、記号、符号をいいます。
  - ③ 「コード決済取引」とは、コード決済を利用した商品、権利の販売又は役務の提供をいいます。
  - ④ 「コード決済事業者」とは、加盟店との間で締結する契約に基づき、加盟店に対してコード決済の取扱いを認める会社又は組織をいいます。
  - ⑤ 「対象コード決済事業者」とは、JACCS が提携する別表1記載のコード決済事業者及びJACCS が第8条第1項に定めるところにより通知するコード決済事業者の中から加盟店が利用を申し込み、JACCS がこれを認めた事業者をいいます。
  - ⑥ 「コード決済 ID」とは、コード決済事業者又は提携組織が会員の識別のために付与するIDをいいます。
  - ⑦ 「コード決済端末等」とは、会員の提示する決済コードを読み取る、又は会員が読み取る決済コードを提示することができる端末、ソフトウェア又はアプリケーションであって、決済コードの有効性確認その他コード決済に必要な機能を有するものをいいます。
  - ⑧ 「Alipay」とは、支付宝（中国）网络技术有限公司又はその関連会社を提携組織とする資金決済に関するサービスの仕組みをいいます。

- ⑨ 「WeChat Pay」とは、中国騰訊控股有限公司又はその関連会社を提携組織とする資金決済に関するサービスの仕組みをいいます。
- ⑩ 「Alipay+」とは、コード決済のうち、Alipay Singapore E-Commerce Private Limited 又はその関連会社を提携組織とする資金決済に関するサービスの仕組みをいいます。
- ⑪ 「銀聯 QR」とは、中国銀聯股份有限公司若しくは銀聯国際有限公司又はその関連会社を提携組織とする資金決済に関するサービスの仕組みをいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、コード決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
- ① 「カード」とは、決済コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
- ② 「カードの提示」又は「カードを提示」とは、決済コードの提示をいいます。
- ③ 「カード提示者」とは、決済コードの提示者をいいます。
- ④ 「カード番号等」とは、コード決済 ID、パスワード等のコード決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
- ⑤ 「カード発行会社」とは、対象コード決済事業者をいいます。
- ⑥ 「会員」とは、コード決済 ID 及び／又は決済コードを正当に所持する者をいいます。
- ⑦ 「信用販売」とは、会員及び加盟店が対象コード決済事業者所定の手続を行うことにより、加盟店が商品等の代金又は役務の対価などを会員から直接受領することなく、会員に商品等の引き渡し又は役務の提供などを行う販売方法をいいます。
- ⑧ 「クレジット端末機」とは、コード決済端末等をいいます。
- ⑨ 「提携組織」とは、対象コード決済事業者又はコード決済に関して対象コード決済事業と提携する事業者をいいます。
- ⑩ 「提携組織の規則」とは、コード決済に適用されるものとして提携組織が定める規則、契約条件、基準、ガイドラインその他一切の規約等（本特約末尾の別表2「適用規約及び付随規約」に定めるもの及びJACCSが別途書面又は電磁的方法により遵守すべき対象として指定するものを含む。）
- ⑪ 4. 第2項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、コード決済との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用するものとします。
- ・「VISA、Mastercard、銀聯ブランドのカード取引」とは「コード決済取引」をいいます。

5. 第2項の規定にかかわらず、基本規約において定められた次の各号に定める用語は、コード決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
- ① 「立替払」とは、JACCS がコード決済の売上金を JACCS 所定の金銭を差し引いた上で加盟店に対して支払うことをいい、JACCS が対象コード決済事業者からコード決済の売上金を受領する前に加盟店に対する支払を行う場合のみならず、当該売上金を受領した後に加盟店に対する支払を行う場合を含みます。
  - ② 「立替金」とは、立替払において加盟店に支払われる金銭をいいます。

## 第2条（適用関係）

1. 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。
3. 本特約の内容と提携組織の規則の内容とが矛盾又は抵触する場合には、提携組織の規則の内容を優先して適用するものとします。

## 第3条（包括代理権）

1. 加盟店は、JACCS に対し、以下の事項に係る代理権（以下「包括代理権」という。）を授与するものとします。
  - ① コード決済取引に係る売上債権の代理受領
  - ② 対象コード決済事業者との間における、加盟店契約の締結及びこれに付随する合意又は付随業務
  - ③ その他対象コード決済事業者が要求するコード決済の利用に関して必要となる一切の事項
2. 加盟店は、本特約の有効期間中、JACCS の承諾なく、包括代理権の授与の全部又は一部を撤回することはできません。
3. JACCS が対象コード決済事業者に対し、包括代理権に基づき、コード決済の加盟店となることの申込みをした場合、対象コード決済事業者と加盟店との間の加盟店契約の内容は、対象コード決済事業者所定の規約によるものとします。

## 第4条（支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、コード決済との関係では、支払回数は JACCS 所定の回数のみとします。

## 第5条（コード決済の方法等）

1. 決済コードの有効性の確認・取引承認加盟店は、会員からコード決済の要請があった場合には、コード決済端末を利用して提携組織の規則に基づく JACCS 所定の方法により、コード決済の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、コード決済は実施できないものとします。
2. コード決済の実施加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、コード決済を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、コード決済を拒絶するものとします。
3. 金額等の過誤前項の手續に従い行われたコード決済における商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
4. コード決済 ID、パスワードの非保持加盟店は、コード決済 ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
5. 基本規約の規定との関係基本規約第 7 条第 2 項乃至第 5 項の規定は、コード決済との関係では、適用しないものとします。
6. 加盟店は、コード決済に係る取引記録を電磁的方法（但し、JACCS があらかじめ承諾した場合には、その他の方法）で保存するものとし、JACCS 又は対象コード決済事業者から開示を求められた場合には、速やかに当該取引記録を開示するものとします。
7. その他の手続き  
本条に定める他、コード決済の方法については、JACCS 所定の手続きに従うものとします。

#### **第 6 条（コード決済における遵守事項）**

1. 基本規約第 9 条第 4 項の規定は、コード決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。  
「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、コード決済を拒絶するとともに、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。
  - ① 偽造、変造、模造が疑われる決済コードの提示を受けた場合
  - ② 決済コードの提示者に不審な点がある場合（決済コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
  - ③ 通常取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合
  - ④ コード決済を利用した現金化を目的とした疑いがある場合
  - ⑤ 上記の他、コード決済に係る取引に不審な点がある場合」

2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数の決済コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施したコード決済、又は提示を受けた決済コードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第10条及び第11条の規定は、コード決済との関係では、適用しないものとします。
5. 基本規約第25条第4項として、以下の条項を付け加えるものとします。  
「会員と加盟店との間に前条第1項に定める紛議が生じ、会員がコード決済代金の支払を拒んだときの立替金の支払についても、第1項を準用する。」
6. 基本規約第3条第5項の規定にかかわらず、コード決済との関係で、加盟店が対象コード決済事業者の商号、商標・ロゴ等を使用する場合には、提携組織の規則に従うものとします。
7. 基本規約第39条第1項第1号は、コード決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。  
「本契約又は提携組織の規則に違反した場合」
8. 基本規約第40条第6号として、以下の条項を付け加えるものとします。  
「加盟店は、会員に対し、直ちに、コード決済のサービス提供の終了に関し、JACCS 所定の方法又は提携組織の規則に定める方法で告知するものとします。」
9. 基本規約第41条に定める場合を除き、JACCS は、加盟店がコード決済の提供を受けられないことにより被った損害を賠償する責任を負わないものとします。
10. 加盟店は、加盟店の営業（加盟店サイトの運営、商品等の販売又は提供を含むが、これらに限らない。）に関連して、コード決済の利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「第三者クレーム等」という。）を受けた場合、加盟店の費用と責任で当該第三者クレーム等を処理解決するものとし、当該第三者クレーム等に関連して対象コード決済事業者又はJACCS が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、対象コード決済事業者又はJACCS が当該第三者クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は、加盟店が負担するものとします。

## 第7条（掲載の承諾）

加盟店は、対象コード決済事業者からの個別の承諾を得ることなく、コード決済の利用促進を目的に、加盟店の商号及び所在地等を対象コード決済事業者が運営する

WEB 上のアプリケーションに掲載又は表示することについてあらかじめ承諾するものとします。

#### **第 8 条（コード決済取扱いの追加・承諾等）**

1. 加盟店は本特約に基づき JACCS が取扱うコード決済の種類が追加される場合には、JACCS は、追加の対象となるコード決済（以下「追加コード決済」という。）に関する以下の事項を JACCS 所定の方法（加盟店が JACCS に届け出たアドレス宛に Eメールを通知する方法又は他所定の方法）により、加盟店に通知します。  
①コード決済の名称、②コード決済事業者、③手数料率、④追加コード決済に関する利用方法・諸条件等に関して新たに適用される特約（かかる特約を、以下「個別特約」という。）がある場合にはその内容、⑤その他通知を要する事項がある場合には当該事項
2. 前項に基づき JACCS が通知を行った加盟店は、当該追加コード決済のサービスに関し、追加を希望しない場合には、JACCS に対して、追加コード決済のサービスを取扱わないことを通知するものとします。JACCS は、加盟店から拒絶通知を受けた場合には、当該加盟店において当該追加コード決済のサービスを追加しないこととします。
3. 加盟店が前項の拒絶通知を行わないまま、追加コード決済を取扱った場合には、加盟店は、追加コード決済が本特約の適用対象となること、及び個別特約が適用されることについて同意したものとみなします。

#### **第 9 条（免責規定）**

1. 不可抗力、システム障害、対象コード決済事業者の故意又は過失その他の事由により、加盟店に生じた損害について、JACCS の故意又は重過失による場合を除き、JACCS は一切の責任を負わないものとします。
2. JACCS の加盟店に対する損害賠償金の額は、当該損害賠償を行う時点で過去 3 か月間に加盟店が JACCS に支払った加盟店手数料から JACCS が対象コード決済事業者に対して支払った手数料を差し引いた残額を上限とします。

#### **第 10 条（加盟店の個人情報）**

1. 加盟店（加盟店申込者を含み、法人は含まないものとする。以下、本条において同じ。）は、JACCS が次項各号に掲げる個人情報を第 3 項の利用目的で利用することについて同意します。
2. JACCS は、加盟店の各号に掲げる個人情報を次項の利用目的の達成に必要な範囲で利用するものとします。

- ① 加盟店の氏名、生年月日、住所、郵便番号、電話番号
  - ② 加盟店の取扱商品、販売形態、業種等、コード決済端末等に係る情報、CAT 番号及びカード取扱状況（コード取扱状況を含む。）
  - ③ JACCS が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票その他公的機関が発行する記載事項及び電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
3. JACCS は、前項各号の個人情報を、加盟店申込審査及び加盟店管理（以下「加盟店の調査等」という。）のため及びコード決済の業務遂行のために利用するものとします。
  4. 加盟店は、JACCS が第2項各号の個人情報を、対象コード決済事業者が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びに決済コードの利用促進に係る業務のために、対象コード決済事業者へ提供することに同意します。
  5. 加盟店は、JACCS が加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、第2項乃至第4項と同様に取扱うことに同意します。
  6. 加盟店は、提携組織の規則記載の加盟店に関する情報（加盟店情報も含むが、これに限られないものとする。）が同規約に従って、取り扱われることに同意します。

#### **第11条（有効期間）**

1. 本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せず当然に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知又は催告を要せず、本特約に基づくコード決済の全部又は一部を停止又は終了させることができるものとします。
3. JACCS は、前項に基づき、コード決済の全部又は一部を停止又は終了することにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### **第12条（Alipay、WeChat Pay、銀聯QRに係る特則）**

加盟店が Alipay、WeChat Pay、銀聯 QR を利用する場合には、当該決済との関係では、基本規約第7条第1項及び同条第6項の規定は、適用しないものとします。

#### **第13条（Alipay+に係る特則）**

加盟店が Alipay+ を利用する場合には、当該決済との関係では、以下の条項が適用されます。

- ① 加盟店は、コード決済の提供を受けられないことにより加盟店が被った損害について、提携組織は賠償する責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。
- ② 加盟店が販売促進の目的でコード決済に関する情報媒体を表示し、又は発行等する場合には、加盟店は、これらの情報媒体に係る著作権その他の権利が提携組織に帰属することを確認します。
- ③ 基本規約第32条の調査の結果、JACCSが必要と認めたときは、JACCSは、加盟店に対する差し止め請求その他必要な措置を採ることができるものとし、加盟店は、これに従うものとします。
- ④ 加盟店は、本契約締結時点において、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するとともに、将来において侵害しないことを確認します。
- ⑤ 加盟店は、JACCSの書面による事前承諾がない限り、コード決済の提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとします。
- ⑥ 前各号に掲げるほか、提携組織の規則上、JACCSが加盟店に遵守させることが求められている事項を遵守させるものとする。

#### 第14条（取引情報の取扱い）

JACCSの提携先より紹介を受けて基本規約等及び本特約に基づく契約を締結した加盟店は、JACCSが当該加盟店に係る取引の状況を当該提携先に開示することを承諾します。

以上

#### 【別表1】

コード決済の名称	コード決済事業者
Alipay	支付宝網絡技術有限公司
WeChat Pay	中国騰訊控股有限公司
Alipay+	Alipay Singapore E-Commerce Private Limited
銀聯 QR	中国銀聯股份有限公司又は銀聯国際有限公司
PayPay	PayPay 株式会社
d 払い	株式会社 N T T ドコモ
au PAY	K D D I 株式会社
メルペイ	株式会社メルカリ
LINE Pay	LINE Pay株式会社

Bank Pay	株式会社三菱UFJ銀行
J-Coin Pay	ユーシーカード株式会社
QUO カード Pay	株式会社クオカード
楽天ペイ	楽天ペイメント株式会社
AEON Pay	イオンフィナンシャルサービス株式会社

【別表2】適用規約及び付随規約

事業者名	適用規約及び付随規約の名称
支付宝網絡技術有限公司	コード決済特約
中国騰訊控股有限公司	コード決済特約
Alipay Singapore E-Commerce Private Limited	コード決済特約
中国银联股份有限公司又は银联国际有限公司	コード決済特約
PayPay 株式会社	PayPay 加盟店規約
PayPay 株式会社	自治体等への加盟店情報連携の同意について
PayPay 株式会社	自治体等およびふるさと納税ポータルサイト運営会社への PayPay 商品券利用情報提供の同意について
株式会社NTTドコモ	d払い（バーコード決済）加盟店規約
KDDI 株式会社	au PAY 加盟店規約
KDDI 株式会社	au PAY サービス利用規約
株式会社メルカリ	加盟店規約（外部加盟店用）
株式会社メルカリ	メルペイ利用規約
LINE Pay株式会社	LINE Cash加盟店規約
LINE Pay株式会社	LINE Money出店規約
LINE Pay株式会社	プライバシーポリシー
LINE Pay株式会社	包括代理加盟店経由加盟店契約特約
株式会社三菱UFJ銀行	Bank Pay 決済規約
ユーシーカード株式会社	J-Coin Pay 加盟店規約

株式会社クオカード	QUO カード Pay 加盟店規約 (包括契約用)
楽天ペイメント株式会社	楽天ペイ (実店舗決済) アプリ決済加盟店規約
楽天ペイメント株式会社	アライアンス加盟店に関する特約
イオンフィナンシャルサービス株式会社	AEON Pay 加盟店規約

2025 年 6 月 30 日改定